監查委員告示第 7 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施 したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成27年11月26日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 町 田 義 昭

記

- 1 監査の範囲 平成 27 年度(平成 27 年 4 月~平成 27 年 9 月)の一般会計 に係る財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
平成27年11月26日(木)	福祉あんしん課 文化生涯学習課

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に 関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているも のと認められる。

福祉あんしん課については、出勤簿の管理、また、文化生涯学習課については、工事目的物引渡書の収受、起案文書の決裁年月日、指定管理の契約の決裁について留意を求めた。